



平成20年11月17日

佐野市長 岡部正英様

佐野市補助金等交付検討委員会

委員長 寺内 聰

副委員長 野村 富男

委員 古川 慎一

委員 矢島 堅司

委員 川田 悦子

委員 中田 裕久

補助金等の見直しについて（中間提言）

平成20年7月28日に委嘱を受けて以来、有効かつ効率的な補助の在り方について検討してきました。

ここに、個別の補助金等の状況を審査及び評価する上での基本的な方針について取りまとめましたので、その成果を中間提言として報告します。

補助金等の見直しに関する中間提言

平成20年11月

佐野市補助金等交付検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	見直しの背景	1
3	補助金等の現状	2
4	補助金等の課題	4
5	見直しを行う範囲	5
6	補助金等の見直しの視点・方向性	5
7	補助金等交付基準	7
8	補助金等審査・見直し基準	9
	補助金等現況調査・審査表	1 1
	補助金等評価表	1 3
参考資料		
	検討経過	1 5
	佐野市補助金等交付検討委員会設置要綱	1 6
	委員名簿	1 8

1 はじめに

佐野市補助金等交付検討委員会は、有効かつ効率的な補助の在り方を検討するため、平成20年7月28日に委嘱を受けて以来、委員6人で、5回にわたり、補助金等の問題点、基本的考え方等について検討を重ねてきた。

ここに、本委員会における補助金等の見直しに関する基本的な方向性を定め、今後、個々の補助金等について審査、評価を行っていく際の交付基準、審査・見直し基準を取りまとめたので、その成果を中間提言として報告するものである。

今後、本委員会は、この中間提言において提示した方針に従い、個々の補助金等について、審査、評価を行うとともに、新たな補助形態の創設についても、検討していく予定である。

2 見直しの背景

補助金等の見直しについては、合併以前の旧1市2町で任意性のあるものについて、一律削減を行い歳出抑制に努めてきた。また、平成19年度においては行政評価システムを活用して、行政として対応すべき支援の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証を行った。しかし、一部の補助金等についての一律削減にとどまり、効果のあるものとは言えなかった。

本来、補助金等については、団体等に対して財政的な支援を行うことにより、行政の政策課題の解決を図る目的で交付するが、補助期間の長期化による支援の既得権化や団体等の自立を阻害するなどの弊害が出ている。また、合併をして新佐野市となったものの、合併後の統一が図られていないものや、市として支援を行う目的やその成果が不明確なものもあるため、抜本的な見直しが必要とされている。

そこで、「平成20年度佐野市行政経営方針」において、市民や団体の代表で構成する補助金等交付検討委員会を立ち上げて、補助金等の全面的な見直しを図り、財政運営の透明性を確保しようとする事になったものである。

3 補助金等の現状

市の補助金等の交付状況については、平成20年度一般会計及び特別会計当初予算ベースで件数が316件、予算額は24億6,694万5千円（病院事業会計補助金8億3,212万2千円を除くと16億3,482万3千円）であり、歳出予算総額698億6,490万円に占める割合は3.5%（病院事業会計補助金を除くと2.3%）となっている。

(1) 補助金等の種別による交付状況

補助金等の種別で便宜的に分類した状況は、次のとおりである。

(件、%、千円)

補助金等の種別	平成20年度当初予算			
	件数		予算額	
		構成比		構成比
市との連携により実施する事業への側面的な財政支援	114	36.1	444,024	18.0
啓発、誘導、奨励のための財政支援	95	30.0	317,693	12.9
特別な負担、状況を強いられている特定市民への弁償的な財政支援	4	1.3	12,058	0.5
一定水準の市民生活を保障するための財政支援	3	0.9	150,067	6.1
市の責任として経費の一部を負担するもの	4	1.3	902,142	36.6
市民自ら企画、提案、実施する公共的サービスを支援するもの	0	-	0	-
利子補給金	5	1.6	3,284	0.1
市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援（交付金）	91	28.8	637,677	25.8
合計	316	100	2,466,945	100

件数では、市との連携により実施する事業への財政支援が最も多く、全体の36.1%を占めている。また、公募型補助金である市民自ら企画、提案、実施する公共的サービスを支援するものはない。

(2) 交付期間による補助金等の交付状況

(件、%、千円)

交付期間	平成20年度当初予算			
	件数		予算額	
		構成比		構成比
30年以上	127	40.2	1,759,905	71.4
20年以上30年未満	52	16.4	310,026	12.6
10年以上20年未満	53	16.8	47,769	1.9
5年以上10年未満	23	7.3	79,486	3.2
5年未満	61	19.3	269,759	10.9
計	316	100	2,466,945	100

交付期間別では、10年以上続いているものが232件と全体の70%以上を占め、その中でも30年以上続いているものが127件と4.0%を超えている。

(3) 交付金額の規模別による補助金等の交付状況

(件、%、千円)

交付金額	平成20年度当初予算			
	件数		予算額	
		構成比		構成比
1,000万円以上	22	7.0	2,076,458	84.2
500万円以上1,000万円未満	20	6.3	153,801	6.2
100万円以上500万円未満	84	26.6	188,701	7.7
50万円以上100万円未満	33	10.5	21,761	0.9
10万円以上50万円未満	93	29.4	22,244	0.9
5万円以上10万円未満	45	14.2	3,337	0.1
5万円未満	19	6.0	643	0.0
合計	316	100	2,466,945	100

交付金額別では、件数で見ると、「10万円以上50万円未満」が93件と一番多く、次に「100万円以上500万円未満」が84件と多い。また、10万円未満のものが64件と全体の約20%を占めている。

(4) 運営費補助と事業費補助の状況

団体の運営に係る経費の一部を補助する「運営費補助」と団体等が行う事業や個人に対する補助などの「事業費補助」の状況については、次のとおりである。

(件、%、千円)

区 分	平成20年度当初予算			
	件 数	構成比	予 算 額	
				構成比
運営費補助	107	33.9	126,440	5.1
事業費補助	204	64.5	2,256,802	91.5
運営費補助+事業費補助	5	1.6	83,703	3.4
計	316	100	2,466,945	100

4 補助金等の課題

補助金等の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、公益的な市民活動を活性化するなど、市の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきた一方で、次のような課題、問題点が見受けられる。

(1) 補助の長期化による既得権化

いったん補助をはじめると補助目的、団体の活動目的等が既に達成している場合でも、一定の額の補助が長期化することが多く、補助の必要性、効果が明確でなくなり、全体の公平性が失われるとともに公益性が薄れ、社会情勢が変化してもなかなか見直せないことがある。

特に長期にわたり交付されている補助金は、当初の交付目的が希薄化している場合や既得権化につながる場合がある。

また、合併に伴い旧1市2町で調整がつかず、環境が変化した現在でも交付されているものがある。

(2) 交付団体の自立の阻害

運営費補助を交付される団体の中には補助金等への依存心を強め、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になりがちになり、自立を阻害していると思われるものがある。

(3) 補助の根拠

補助金等の支出根拠となる要綱等が整備されていない場合がある。

(4) 補助の適正な執行

交付された補助金等の使途について、真に補助の目的に合致しているのかをすべて確認できているとは限らない。

また、補助率が極めて高いもの、補助対象団体の決算に多額の繰越金が生じているもの、補助対象経費が不明確なものなどが見受けられる。

(5) 統一した交付基準の作成

事業の公益性や団体の適格性などの基準について統一的なものがない。

(6) 交付手続き・補助の効果の明確化

補助金等が交付される過程や、補助による効果の説明が不十分である。

5 見直しを行う範囲

見直しを行う補助金等とは、地方自治法第232条の2の規定に基づいて公益上必要がある場合に市が交付する補助金、交付金とする。

ただし、平成20年度限りであるもの、国県等の補助に伴い義務的に交付しているもの、その他見直しの対象とならないものについては、対象としない。

6 補助金等の見直しの視点・方向性

補助金等の見直しについては、行政として対応すべき補助の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、補助の方向性（継続、整理・統合、減額・上限設定、廃止等）と具体的な見直し策を検討する。

(1) 全ての補助金等についてゼロベースで見直す

現在ある全ての補助金等について一旦白紙に戻し、ゼロベースで見直すとともに、終期を設定し、定期的に見直しを行う仕組みが必要である。

(2) 補助事業内容の見直し

事業内容が公益性が高く、市民のニーズに合っているか、さらに使途が適切であるかなど、その内容を見直すことにより、単に補助金等の削減そのものが目的でなく、交付する事業の適正な執行や補助金等の有効な活用を図る。

(3) 補助の根拠の明確性

補助金等の支出根拠となる要綱等が整備されていない場合は、補助の根拠、基準を明確にしたものを早急に作成し、作成できないものは補助を廃止する。

(4) 補助の成果

補助の成果を客観的に評価し、補助の成果があるものについても、類似目的を持つ補助金等の整理統合や、下部組織を含む同一団体に対する複数の補助金等の整理統合を図るなど、補助内容を見直すことで、さらに成果を上げることができないかを検討する。

(5) 運営費補助のあり方

設立後間もない団体については、組織力や運営基盤が脆弱である場合、自立できるまでの一定期間について、運営費補助も必要である。運営費補助は補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、収支決算書等により対象経費の適否を確認し、必要最小限の補助とする。また、終期を設定し、段階的に減額していくことが望ましい。

(6) 「補助」から「協働」への転換

現在、補助金等として交付しているもののうち、可能なものについては、団体・市民との協働の観点から、事業等を委託することとし、交付の透明性を高めるとともに、団体等の育成を図る。

(7) 統一した交付基準の作成

事業の公益性や団体の適格性などの基準について統一的なものがないため、客観的に判断する基準を作成し、公平・公正な補助金等の交付を行う。

(8) 補助金の公募制の導入

市民と行政の協働を推進していくため、市民活動への支援策として、市民自らが企画する公募型補助金の導入を検討する。

(9) 情報公開の徹底

補助金等の目的、事業内容・効果については、市民へ情報を積極的に公開する。

7 補助金等交付基準

今後、本委員会において、補助金等の状況を審査及び評価を行うにあたり、現在ある全ての補助金等をゼロベースで見直すことを基本に、補助金等を交付する上での基本的な考え方を示す補助金等交付基準を策定するとともに、別に定める補助金等現況調査・審査表及び補助金等評価表により、総合的に補助金等の評価を行う。

(1) 事業の公益性

- ①総合計画の施策や基本事業の目的達成に貢献しているものであること
- ②住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められ、特定の者のみの利益に供するものでないこと
- ③行政が積極的に普及、支援する上で、事業推進を図るための援助が必要であること

(2) 事業の効果性

- ①補助による市民の福祉の向上や利益の増進について、客観的な効果が認められること
- ②市民と行政との役割分担・協働の観点から、真に市が補助すべき事業・活動であること
- ③事業の目的、内容等が現下の社会経済状況に適合し、かつ市民ニーズに合致したものであること
- ④具体的な達成目標や期限が明確にされていること

(3) 団体等の適格性

- ①補助金等の交付が法令、条例、規則、要綱等に基づくものであること
- ②補助を受けている団体等が公共的性格を有し、事業活動の内容が団体等の目的と合致していること
- ③団体等の会計処理及び使途が適切に行われていること
- ④補助を受けている団体等が事業成果の把握や会費の徴収を含めた自主財源の確保に努力していること

- ⑤運営費補助については、収支決算書等により対象経費の適否を確認し、必要最小限の補助とすること
- ⑥団体等の事務を市で直接担当している場合は是正すること

(4) 補助対象経費の明確化

次に掲げる経費は補助対象としないものとする

- ①交際費、慶弔費、飲食費等の団体運営に係る経費
- ②補助事業と直接関係のない慰労的視察旅費
- ③他の団体等への助成金
- ④その他社会通念上、公金を支出することがふさわしくない経費

(5) 補助率及び補助額の適正化

- ①補助率については、交付の目的及び対象などを検証の上、補助金ごとに定めることとするが、原則として対象経費の2分の1以内とすること
- ②補助率等が近隣他市と比較して高い場合は、見直しを行うこと
- ③国や県の補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り、上乗せ補助は行わないこと

(6) 終期の設定

- ①同一団体等に対する補助金等の交付は、原則として5年以内の終期を設定し、引き続き交付が必要な場合は必ず見直しを行うこと
- ②国や県の制度による補助については、その制度の終了と合わせて、原則として補助制度を廃止すること
- ③目的が達成された事業や自立が認められる団体、又は事業目的が達成できないと認められる事業・団体への補助については、打ち切り又は補助制度を廃止すること
- ④団体運営に対する補助については、自立に向けての具体的な対策を明確にした上で、補助の継続を検討すること

(7) 補助金額の下限

補助金額については、個人に対する制度的な補助を除き、原則として、5万円以上とすること

(8) 類似する補助金等の整理・統合

補助の目的や対象などが類似する補助金等については、可能な限り、廃止を含めて整理・統合すること

8 補助金等審査・見直し基準

補助金等交付基準による評価に対し、補助金等審査・見直し基準を策定し、本委員会として補助の方向性を具体的に示し、最終的な総合評価を行う。

(1) 継続すべきもの

- ①補助金等交付基準に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの
- ②法令等により市が補助することが義務付けられているもの
- ③国、県の補助金を財源の一部とする事業のうち、市の負担が義務的であるもの
- ④他市町との協議等により市の負担が決定しているもの
- ⑤建設費等に対する補助で契約書、債務負担行為等により市の負担が決定しているもの
- ⑥行政目的を達成するために、市が実施すべき事業を補完して実施しているもの

(2) 整理・統合すべきもの

- ①類似団体への補助や同一目的の複数補助があるなど、整理・統合が必要と認められるもの

(3) 減額・上限設定すべきもの

- ①独自収入や繰越金などが比較的多いことから、減額すべきと考えられるもの
- ②団体等の運営経費のうち交際費、慶弔費、飲食費等へ支出しているもの
- ③直接事業に係らない視察旅費へ支出しているもの
- ④他の団体等への助成金を支出しているもの
- ⑤その他社会通念上、公金を支出することがふさわしくない経費に支出しているもの
- ⑥補助率が対象経費の2分の1を超えているもの
- ⑦近隣他市と比較して高額のもの
- ⑧会費を徴収しておらず、補助に頼っているもの

(4) 終期を設定すべきもの

- ①自助、自立が見込まれる団体等で補助の目的を達成しつつあるもの
- ②将来的に補助の必要性がなくなるもの

(5) 廃止すべきもの

- ①総合計画の目的達成に貢献していないもの
- ②施策の浸透、普及等により、補助の目的が達成されたもの
- ③補助金等の支出根拠となる要綱等が整備される見込みのないもの
- ④少額補助金（1件当り概ね5万円未満）
- ⑤社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの
- ⑥長期にわたり継続して補助しているもののうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的が曖昧になっているもの
- ⑦その他、交付基準に適合していないと思われる事業又は団体等に対して補助するもの

(6) その他

- ①補助の必要性はあるが、改善すべき事項があり見直しを必要とするもの

補助金等現況調査・審査表

作成日 平成 年 月 日

担当課係	
------	--

No.	補助金等の名称					
	交付団体等の名称					
補助開始年度	合併後	旧佐野市	旧田沼町	旧葛生町	補助の終期	
総合計画の位置づけ	基本目標	政策	施策	基本事業	事業名	
補助の根拠規定	根拠法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> なし				
	根拠法令等の名称					
国・県その他の関与	国・県の制度の有無	補助金等の負担割合(H19)			補助金等の負担額(H19)	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	国	%	国	円	
		県	%	県	円	
		市	%	市	円	
		(その他)	%	(その他)	円	
補助の目的及び内容						
補助の効果						
算定基準						
交付団体・事業の内容						
交付団体の構成人数						
交付団体等の状況	交付団体・事業の歳出決算額	市の補助額(単価)	交付団体・事業の繰越金(剰余金)	補助金・交付金の分類①	<input type="checkbox"/> 事業・個人に対するもの(市との連携によるもの)	
平成20年度(予算)	千円	千円	千円		<input type="checkbox"/> 事業・個人に対するもの(奨励等の助成的なもの)	
平成19年度(決算)	千円	千円	千円		<input type="checkbox"/> 事業・個人に対するもの(扶助的なもの)	
平成18年度(決算)	千円	千円	千円		<input type="checkbox"/> 団体運営に対するもの(市施策補完型)	
平成17年度(決算)	千円	千円	千円		<input type="checkbox"/> 団体運営に対するもの(団体育成型)	
平成16年度(決算)(合計)	千円	千円	千円		<input type="checkbox"/> 利子補給金	
H16の内訳	(旧佐野市)	千円	千円		千円	補助金・交付金の分類②
	(旧田沼町)	千円	千円	千円	<input type="checkbox"/> 契約、債務負担行為等により、支出が義務づけられているもの	
	(旧葛生町)	千円	千円	千円	<input type="checkbox"/> 市職員が事務局になる等の人的支援を行っているもの	

交付団体・事業の平成19年度決算状況

収 入		支 出	
会 費	円	人件費	円
(会費の内訳)	円 × 人	報償費	円
会議等参加者負担金	円	事務費	円
市補助金	円	会議費	円
その他の補助金 ()	円	旅 費	円
雑収入	円	手数料・使用料・賃借料	円
繰越金	円	委託料	円
その他 ()	円	備品購入費	円
その他 ()	円	事業費等	円
収入合計	円	負担金 (交付先:)	円
		補助金 (交付先:)	円
		交際費	円
		慶弔費	円
		飲食費	円
		懇親会費	円
		積立金	円
		その他 ()	円
		その他 ()	円
		歳出合計	円
		繰越金(剰余金)	円
他市の状況			
担当課意見	補助の問題 点及び見直 しの方向性		
	補助に頼ら ない自立し た団体等に するための 方策		
	協働の観点 から事業委 託へ向けた 方策		

補助金等評価表

作成日 平成 年 月 日

担当課係	
------	--

No.	補助金等の名称			交付団体等の名称	
	評価事項	はい	いいえ	該当しない	評価項目
(1) 事業の公益性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 総合計画の施策や基本事業の目的達成に貢献している	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められ、特定の者のみの利益に供するものでない	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 行政が積極的に普及、支援上で、事業推進を図るための援助が必要である	
(2) 事業の効果性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 補助による市民の福祉の向上や利益の増進について、客観的な効果が認められる	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 市民と行政との役割分担・協働の観点から、真に市が補助すべき事業・活動である	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 事業の目的、内容等が現下の社会経済活動に適合し、かつ市民ニーズに合致している	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ 具体的な達成目標や期限が明確にされている	
(3) 団体等の適格性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 補助が法令、条例、規則、要綱等に基づくものである	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 補助を行っている団体等が公共的性格を有し、事業活動の内容が団体等の目的と合致している	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 団体等の会計処理、補助の用途が適切に行われている	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ 補助を受けている団体等が事業成果の把握や会費の徴収を含めた自主財源の確保に努力している	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ 補助は必要最小限のものである	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ 団体等の事務を市で直接担当している場合は是正できる	

評価事項	はい	いいえ	該当しない	評価項目	評価項目に対する所管課の具体的な意見
(4) 補助対象経費の明確化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 補助対象経費に交際費、慶弔費、飲食費、慰労的視察旅費、その他社会通念上公金を支出することがふさわしくない経費は含まれていない	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 補助対象経費に他団体への助成金は含まれていない	
(5) 補助率及び補助額の適正化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 補助率、補助額は補助対象経費の2分の1以内である	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 補助率、補助額は近隣他市と比較して妥当である	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 国や県の補助を伴う事業に係る補助について、上乗せ補助を行っていない	
(6) 終期の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 同一団体等に対する補助には終期を設定している	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 国・県の制度による補助については、その制度の終了と合わせて、補助制度を廃止できる	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 補助の目的はまだ達成されていない	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ 現在は事業目的は達成されていないが、今後、達成できる見込がある	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ 団体等は自立の努力はしているものの、まだ自立は認められていないが、自立に向けての具体的な対策を明確にすることができる	
(7) 補助金額の下限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 1件当りの補助が5万円以上である	
(8) 類似補助	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 補助の目的や対象などが類似する補助金等はない	

総合評価	No.	補助金等の名称
審査・見直し基準の適用	具体的な内容・理由	
<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 整理・統合 <input type="checkbox"/> 減額・上限設定 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()		

参 考 资 料

検討経過

第1回 平成20年7月28日（月）午前9時～午前10時30分

【委員の委嘱】

【議 題】

- (1) 委員長及び副委員長の選出
- (2) 本委員会の役割について
 - ①平成20年度佐野市行政経営方針について
 - ②本市における補助金及び交付金の現状について
- (3) 補助金及び交付金のあり方についての意見交換
- (4) 今後のスケジュール（案）について

第2回 平成20年8月22日（金）午後1時30分～午後3時30分

【議 題】

- (1) 佐野市の財政状況について
- (2) 補助金等の見直し（案）の検討について
- (3) 補助金等の交付基準（案）の検討について
- (4) 補助金等の審査基準（案）の検討について

第3回 平成20年9月29日（月）午後1時30分～午後3時45分

【議 題】

- (1) 財政指標の比較について（足利市・類似都市）
- (2) 補助金等の見直し（補助金等交付基準等の検討）について

第4回 平成20年10月27日（月）午後1時30分～午後3時40分

【議 題】

- (1) 補助金等の見直し（補助金等交付基準等の検討）について
- (2) 補助金等現況調査・審査表（案）等の検討について

第5回 平成20年11月17日（月）午後3時～午後4時

【議 題】

- (1) 中間提言（案）について

佐野市補助金等交付検討委員会設置要綱

平成20年6月23日

告示第129号

(設置)

第1条 個人又は法人その他の団体に対する有効かつ効率的な補助の在り方を検討するため、佐野市補助金等交付検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、補助の状況を審査し、及び評価し、当該補助の在り方を市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 行政経験のある者
- (3) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が補助対象者となる案件又は自己若しくはこれらの者が直接の利害関係にある案件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

佐野市補助金等交付検討委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	職 業 等	選出区分
委員長	寺 内 聰	元栃木県職員	行政経験者
副委員長	野 村 富 男	税理士	学識経験者
委 員	古 川 慎 一	佐野短期大学経営情報科教授	学識経験者
委 員	矢 島 堅 司	佐野商工会議所副会頭	市 民
委 員	川 田 悦 子	男女共同参画ネットワークさの副会長	市 民
委 員	中 田 裕 久	NPO法人パブリックサポートセンター理事長	市 民

(委嘱日：平成20年7月28日)